

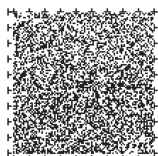
13 権利擁護・選挙・裁判員制度

成年後見制度の相談

- 対象者** 認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方およびそのご家族
- 内 容** 申立方法の説明や専門関係機関の紹介など、成年後見制度の利用について支援しています。親族や本人による申立てができない方を対象に、区長が審判請求をします。(区長申立)
- 問合せ** 権利擁護センター「あんしん江東」
☎ 03-3647-1710 FAX03-5683-1570
〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階
障害者支援課愛の手帳相談係
☎ 03-3647-4954 FAX03-3647-4910
地域ケア推進課権利擁護係
☎ 03-3647-4324 FAX03-3647-3165
保健予防課保健係
☎ 03-3647-5906 FAX03-3615-7171

成年後見制度利用支援事業

- 対象者** 成年後見制度の利用を希望する低所得者で、申立費用・後見人等の報酬の支払いが困難な方
- 内 容** 審判の請求に要する費用と後見人等へ支払う報酬を助成します。
- 問合せ** 地域ケア推進課権利擁護係
☎ 03-3647-4324 FAX03-3647-3165



日常生活自立支援事業

- 対 象** 区内にお住まいの障害者・高齢者の方
- 内 容** 判断能力に不安のある方に、福祉サービス利用のお手伝いなどをします。
 ※このサービスはご本人の意向を最優先させていろいろな援助を行います。
 ただし、直接介護や介助のお手伝いをするものではありません。
 (1) 福祉サービス利用のお手伝い（基本サービス）
 (2) 日常的な預貯金のお出し入れのお手伝い
 (3) 通帳、印かんなどの大切な書類等のお預かり
 ※(2)と(3)のみの利用はできません。

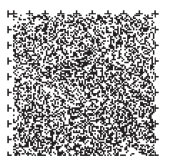
利用料

	援助内容	利用料
1	福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,000円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
2	日常的金銭管理サービス	
	通帳をご本人が保管する場合	1回1時間まで2,500円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
	通帳をお預かりする場合	1回1時間まで2,500円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
3	書類等預かりサービス	1か月1,000円

- ・契約までの相談は無料です。
- ・交通費の実費を負担していただく場合があります。

- 申 請** (1) まずはお連絡ください。
 (2) 職員がお伺いします。
 (3) お話をお聞きしてサービスが利用可能か調査します。
 (4) どんな援助が必要か相談し、利用される方と社会福祉協議会が契約をします。
 (5) サービス開始です。

問合せ 権利擁護センター「あんしん江東」
 ☎ 03-3647-1710 FAX03-5683-1570
 〒 135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階



選挙の投票

1 選挙の候補者情報

内 容 (1) 点字版「選挙のお知らせ」の郵送

※東京ヘレン・ケラー協会に登録されている方は、同協会から郵送されます。

(2) 音声版「選挙公報」・「選挙のお知らせ」の郵送

「選挙公報」・「選挙のお知らせ」の音声版を郵送します。

2 点字シール付入場整理券

内 容 封筒と入場整理券に「これは入場整理券です」という点字シールを貼り郵送します。

3 投票所での代理・点字投票制度

内 容 (1) 代理投票：各投票所において、身体の不自由な方、字の書けない方に投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく、代わりに投票用紙への記載をします。

(2) 点字投票：点字用の投票用紙を使用し、点字での投票ができる制度があります。

申 請 投票所の係員にお申し出ください。

問合せ 1 から3いずれも選挙管理委員会事務局選挙係

☎ 03-3647-9091 FAX03-3647-9592

[東京ヘレン・ケラー協会への登録] 東京ヘレン・ケラー協会点字出版所

☎ 03-3200-1310 FAX03-3200-2582

4 郵便等による不在者投票制度

対象者 ご自分で字を書くことができる方で、次のいずれかの障害・等級にあてはまる方

手帳の種類	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級もしくは3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

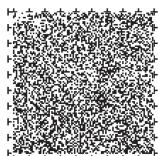
※なお、上記の障害・等級等に該当し、さらに上肢・視覚の障害が1級の方は、選挙権を有する他の方に代理記載をさせることができます。

内 容 選挙の時に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に記入して郵便等で投票できる制度です。

申 請 江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となります。選挙の有無に関わらず、いつでも交付申請ができます。

問合せ 選挙管理委員会事務局庶務係

☎ 03-3647-9092 FAX03-3647-9592



裁判員制度参加者への支援

- 対象者** 区内に住所を有し、裁判員として裁判に参加（選任手続きを含む）される方で、以下のいずれかに該当する方
- （１）障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給決定を受けている居宅の障害者、またはその方を介護する家族の方
 - （２）児童福祉法に規定する障害児通所給付費等の支給決定を受けている居宅の障害児を介護する家族の方
- 内 容** 本人またはそのご家族が裁判員と裁判に参加（選任手続きを含む）している期間中に要する以下の経費を助成します。
- （１）障害者総合支援法に規定する在宅の障害者福祉サービスに係る利用者負担額
 - （２）児童福祉法に規定する障害児通所支援に係る利用者負担額
- 問合せ** 障害者支援課支援調整係
☎ 03-3647-9507 FAX03-3647-4910

